

## 岡山市勤労者福祉センター使用料の徴収事務委託契約書（案）

岡山市及び〇〇〇〇（以下「指定管理者」という。）は、令和 年 月 日付けで締結した岡山市勤労者福祉センター管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第4条に規定する勤労者福祉センターにおける使用料の徴収事務について、次の各条により委託契約を締結する。

### （委託）

第1条 岡山市は、指定管理者に対し、岡山市勤労者福祉センター条例（昭和51年市条例第53号）第5条及び第5条の2に定める使用料（以下「使用料」という。）の徴収を委託し、指定管理者は、これを受託する。

### （事務の処理方法）

第2条 指定管理者は、現金の収納及び払込みについては、次項及び次条に定めるものを除き、岡山市会計規則（昭和39年市規則第6号）第44条の2第2項において準用する出納員及び分任出納員に関する規定（同規則第24条から第29条までの規定）に従い行うものとする。

2 現金については、岡山市の指定する払込用紙にて、施設の使用者から徴収した日又はその翌日（当該翌日が岡山市指定金融機関、岡山市指定代理金融機関若しくは岡山市収納代理金融機関の休業日又は12月29日若しくは30日である場合にあっては、これらの日の翌日）に払い込まなければならない。

### （報告）

第3条 指定管理者は、収納した使用料総額の内訳を示す書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を、収納した月の翌月5日までに岡山市に提出しなければならない。

### （契約期間）

第4条 この契約の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （契約の失効）

第5条 指定管理者が、基本協定書第12条に基づき指定を取り消されたときは、本契約は自動的に失効するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、岡山市と指定管理者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

（岡山市）

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市長

（指定管理者）

所在地

商号または名称

代表者氏名